

# 青森県報

第二千九百六十二号

平成二十年  
七月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行	道路課	二

### 公告

県営土地改良事業計画の決定	農村整備課	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	東青地民局	三
土地改良区の定款変更の認可	上北地民局	三
土地改良事業の工事の完了	同	三
正 誤		
平成二十年六月二日定例出先機関中	三八地民局	四

## 告示

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者
	主たる事務所の所在地
名称	居宅介護事業の種類
名称	居宅介護事業所
名称	指定年月日
有限会社ブライムライ	上北郡東北町字大平一の一四
訪問介護	ヘルパーステーション
ヘルパーステーション	八戸市大字白銀三島上二五の二
平成二〇・四・一	

青森県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者
	主たる事務所の所在地
名称	介護予防の種類
名称	介護予防事業所
名称	指定年月日
有限会社ブライムライ	上北郡東北町字大平一の一四
訪問介護	ヘルパーステーション
ヘルパーステーション	八戸市大字白銀三島上二五の二
平成二〇・四・一	

社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	介護予防通所介護	せいさいこい苑センター	八戸市大字豊崎町字波民四の一	二〇・五・一
-----------	----------------	----------	-------------	----------------	--------

青森県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	居宅介護支援事業所なごみの里ひろさき	弘前市大字藤代二丁目二二の七	平成二〇・三・一
合同会社オールライフ	八戸市大字鮫町字蟻子一八の六	あすなろライフ居宅介護支援事業所	八戸市大字鮫町字蟻子一八の六	二〇・六・一

青森県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
医療法人 社会豊仁	八戸市石堂一丁目一四	特定非常生活活動がいと和田	十和田市東二十二番町二五の二三	居宅介護事業者 名称 主たる事務所の所在地
訪問看護 ヨスモス	八戸市石堂一丁目一四	ヘルパーズ ヨシキ	十和田市東二十二番町二五の二三	居宅介護種類 名称 所在地
訪問看護 ヨスモス	八戸市石堂一丁目一四	ヘルパーズ ヨシキ	十和田市東二十二番町二五の二三	変更年月日

青森県告示第五百五十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
福浦川目線	下北郡佐井村大字長後字縫道石の一 下北郡石国町大字長後字縫道石の一 下北郡石国町大字長後字縫道石の一 下北郡石国町大字長後字縫道石の一	改良（道路改良）	平成二〇・七・二五

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、後山区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月二十四日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業	青森市	平成二〇・五・二
十九年災農地災害復旧事業	〃	〃
十九年災農地災害復旧事業	〃	〃
〃	〃	二〇・六・一八

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十年七月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業	七戸町	平成二〇・五・一九
〃	〃	二〇・五・二〇
〃	〃	二〇・四・二四
〃	〃	二〇・五・二三
〃	〃	二〇・四・二四
〃	〃	二〇・五・一九

平成20年 第七四〇号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
出先機関						十九年災農地災害復旧事業	十九年災農業用施設災害復旧事業
上							
表中							

正  
誤

三八地域県民局

三九一〇五	三九一〇四	三九一〇三	三九一〇二	十九年災農業用施設災害復旧事業三九一〇一	三九一一	三九一〇	三九九	三九八
二〇・五二七	二〇・五三〇	二〇・五二五	二〇・四一五	二〇・五二七	二〇・五一九	"	二〇・五三〇	二〇・五二三

三九一一六	三九一一四	三九一一二	三九一一〇	三九一〇九	三九一〇八	三九一〇七	三九一〇六
二〇・五三〇	二〇・五二五	二〇・五三〇	二〇・五二三	二〇・五三〇	二〇・五二七	二〇・五二七	二〇・五三〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭